

令和6年9月定例会一般質問

通告3

質問 自治基本条例における町内会条項の強化を

答弁 令和8年度の答申に向け自治推進会議で議論してまいります

15番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。自治基本条例における町内会条項の強化を提起させていただきます。

主権者である町民の皆様による選挙を経て、この議場に帰ってまいりました。4年前の選挙は無投票、8年前の選挙はちょうどこの時期、降り続く雨で標津川が洪水寸前となり、旧体育館における開票場の開設が危ぶまれるかと思われる中で選挙が行われ、その時の投票率は辛うじて50%を超えておりました。

今般、議会改革の議論と成果を根拠にしっかりとした主権者の皆様の意思をお示しただけだと念じて選挙戦を戦い抜いてここに戻ってまいりましたが、副議長選挙の所信表明にも申し上げましたが、投票率47%台という街中において、出会う町民の皆様の2人に1人以上が投票に行かれなかったということであり、私たちがこの議場においてなす議論と、その結果の採択が町民の皆様に認知されているとはいいがたいのではないだろうかという強い問題意識を持ったところでございます。

この現象を構成する様々な要素について考察いたしましたが、もちろん、私たちの議会活動における情報発信がまだまだ足りないとの改善などは、今後も追求してまいります。今般、ひょっとしたら町内会活動の参加者の減少と、投票率の減少には相関関係があるのではなかろうかという仮説に至りました。

町内会の活動は自主参加が前提で、戦前のように強制されるものではありません。一方で共助の実現に関して町内会は必須の存在であって、この組織の活動なくして近隣のごみ拾いも花壇の整備も存在しません。町内会は住民の直接参加によって機能する自治の最少基本単位であり、災害時の共助は町内会長を中心に実行されます。中標津町の自治基本条



例は成立時に町内会条項を具備してましたが、その位置づけは他の任意団体と同格のものでした。以来随分時が流れましたが、町内会参加者の減、減少の一途をたどり、今日に至っております。

私たちにも強い危機感があって、1年前の9月定例会における厚生常任委員会による代表質問は、当時の副議長が登壇して町長に問題提起をいたしております。参加を促す幟は町民ロビーに立ちました。胸熱くなる一瞬でした。しかし、いまだ参加率低下に歯止めがかかるには至っておりません。

さて、この問題を一般質問に挙げようと準備を始めて、ある政党の機関誌に投票行動と民主主義の行方という慶応大学名誉教授の投稿に触れる機会がございました。誰が棄権するのか、若者、低収入、高い疎外度、無関心の背景、先進国で共通、人間関係の希薄化が指摘され、近所づき合いが減り、PTAや自治会が衰退し、労働組合の組織率も減少している。いわゆるソーシャルキャピタルという目に見えないつながり、信頼関係などを指す概念で、社会関係資本と訳される、ソーシャルキャピタルのある社会は、相互の助け合いが生まれやすく、社会の効率性が高まると指摘されておられました。そうか。町内会のじり貧化は、最後民主主義の信頼感の低下につながるということかと、深く得心したところでございますが、町内会の活性化は単に地域社会の問題解決のレベルにとどまらず人間社会に必須の活動であり、町内会連合会の自主努力にお任せするのではなく、行政が問題解決の主体であるとの自覚のもと、汗を流すテーマなのだと主張するに至りました。

これから行われる努力の結果は4年後の選挙の投票率という厳格な数字に表れてまいります。まずは庁内を挙げて問題意識を共有し、自治基本条例の町内会条例の条項の強化など、コンセンサスを得やすいところの議論を開始されてはいかがでしょうか。1問目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の自治基本条例における町内会条項の強化について御答弁申し上げます。

町内会の加入率や組織活動の意義、行政との連携など各種課題については、町内会の3助、いわゆる自助、共助、公助の視点も含め、昨年9月定例会並びに12月定例会において代表質問があり、様々な議論や対策が行われておりますが、議員の御質問にありますとおり、町内会の加入率は低下し、活動している方も減少していると認識をしております。

中標津町自治基本条例は、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるという町民憲章を尊重し、自ら考え行動し決定することにより、町民が主体の自治の実現の最高規範として制

定した条例であります。本条例の運用に当たっては、私の附属機関であります、町民からの公募委員や全町内会連合会、計根別町内連合会など、各団体からの推薦委員で構成された中標津町自治推進会議において、条例の適正な運用と実効性を高められるよう見直しを含めた議論をしております。

自治基本条例第4章、町内会及び町民活動団体については、前回、令和3年度の条例見直しに係る答申において、町内会と町民活動団体について、それぞれ定義付けし役割を明確化するべきか、将来的にどういう方向に進むべきか継続審議するよう、現在の自治推進会議に引き継がれておりますことから、次回、令和8年度の答申に向けて、全町内会連合会と計根別町内連合会から推薦の委員とともに、自治推進会議の中で議論してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。